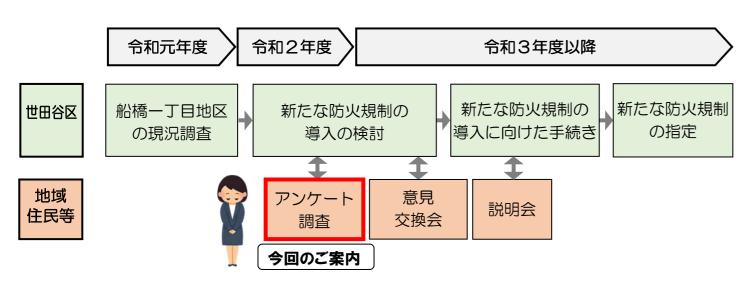
今後の予定

今後、ご協力いただいたアンケート調査を踏まえ、引き続き、船橋一丁目地区における「新 たな防火規制」の導入について検討します。

来年度にアンケート結果の報告、街の現況や「新しい防火規制」の導入に向けた検討の状況 について、皆さまにお知らせし意見交換する場を設ける予定です。

その後、皆さまとの意見交換会などでのご意見を踏まえ、令和3年度以降の「新しい防火規 制」の導入に向けて手続きを進めてまいります。



(切り取り線)

郵便はがき

料金受取人払郵便 成城局承認

3782

差出有効期限 令和3年2月28 日まで (切手不要)

|1||5||7||8||7||9||0|

世田谷区 東京都世田谷区成城6 砧総合支所 街づ

くり課

アンケート調査の返送のお願い

ハガキ裏面の設問にお答えの上、ご返送 いただきますようお願いいたします。

【締 切】

2月5日(金)

【返送方法】

(切り取り線) でハガキを切り取り、 以下のいずれかの方法でお送りください

- ① 郵便ポストへ投函(切手不要)
- ② ファクシミリ (O3-3482-1471)

このニュースは、船橋一丁目地区にお住まいの皆 様・土地建物所有者の皆様に、世田谷区からお送り しています。

■ お問い合わせ先 ■

世田谷区 砧総合支所 街づくり課

〒157-8501 東京都世田谷区成城6 - 2 - 1

電話:03-3482-2594(直通)

FAX:03-3482-1471(担当:島津、斎藤)

防災街づくりニュース

第1号 (令和3年 1月)

【発行】世田谷区 砧総合支所 街づくり課

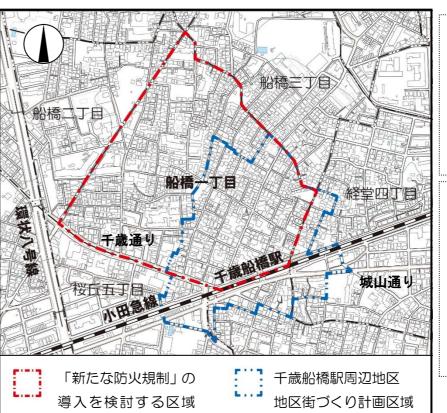
安全に暮らせる街の実現に向けて

火災の延焼に強い街にするために

皆さまがお住まいの船橋一丁目地区は、東京都が平成30年2月に公表した「地震に関する地 域危険度測定調査(第8回)」(※1)において、地震の揺れによる災害時活動困難度を考慮した 火災危険度(※2)が2番目に高い「4」にランクされています。世田谷区内には、1番高い「5」 にランクされている地区はなく、「4」にランクされている地区は13ヶ所あり、本地区は比較的、 震災時における火災の延焼危険度が高い地域といえます。

このたび、世田谷区では、船橋一丁目地区をより火災の延焼に強い街にすることを目的として、 皆さまからご意見を伺いながら「新たな防火規制」の導入を検討しております。

つきましては、アンケート調査を実施しますので、ぜひ皆さまのご意見をお聞かせください。



(船橋一丁目全域)

※1 地域危険度測定調査:東京都が 東京都震災対策条例に基づき、おおむ ね 5 年毎に地震に関する地域の危険 度を科学的に測定調査するものであ り、市街地特性をもとに、建物倒壊危 険度、火災危険度等の指標により地域 の危険度を測定している。

※2 災害時活動困難度を考慮した 火災危険度:地域の火災危険度および 地震の揺れに起因する火災の発生に よる避難や消火・救助等の災害時活動 の必要性に対し、道路幅員等の道路整 備状況を考慮して、危険性を測定した もの。危険度のランクは1~5の5段 階に分けられ、数字が大きいほど、危 険度が高い。

アンケート調査にご協力ください!(2~3頁)

火災の延焼に強い街づくりを検討する基礎資料とします。



「新たな防火規制」の導入を検討します

| 火災の延焼が危険

今後30年の間に首都直下でマグニチュード7クラスの 地震が発生する確率は70%と想定されています。また、 首都直下の大地震では、同時多発的に発生する火災の延焼 による被害の危険性が高いことが指摘されています。

皆さまがお住まいの地区は、広幅員の道路が十分に整備されないまま市街化が進み、木造の建物が多く立地しています。震災等により発生した火災が燃え広がりやすく、広範囲に大きな被害を受ける可能性があります。

また、新潟県糸魚川市で発生した大火のように、失火により街全体へ大きく燃え広がった事案も発生しています。

こうした被害を未然に防ぐためには、個々の建物の耐火性能を高めることにより、「火を出さない」、「火をもらわない」、「火災の延焼に強い街」にしていくことが重要です。

◇ 火災の延焼による被害 (平成28年12月 糸魚川市駅北大火)



2 「新たな防火規制」とは?

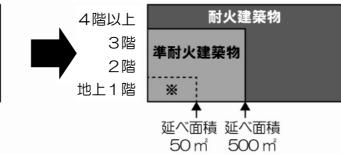
「新たな防火規制」とは、建物を建てる際に「燃えにくい建物」とされる"耐火建築物"又は"準耐火建築物"にする、東京都建築安全条例の規定に基づく制度です。

皆さまがお住まいの地区は、現在都市計画により、建物を建てる際に一定の耐火性能が求められています。今後「新たな防火規制」を導入すると、その後に建てられる建物は原則として全て"耐火建築物"又は"準耐火建築物"となり、地区全体の防災性がさらに向上します。

世田谷区では、災害時の火災延焼の危険性が高い地区において、「新たな防火規制」を導入し、個々の建物の耐火性能の底上げを図り、「火災の延焼に強い街」を実現することが急務と考えています。すでに、平成20年より太子堂四丁目地区をはじめ、13の地区で「新たな防火規制」を導入しています。

※規制が適用されるのは、建物を建てる時です。 既に建っている建物には適用されません。

「新たな防火規制」導入後の規制

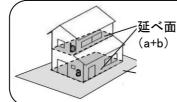


※ 小規模なものであれば、準耐火建築物以外の構造で建築可能な場合があります。

◇ 制限の概略

現在の防火規制

4階以上 3階 2階 地上1階 **防火木造 建築物 防火木造 建築物 放**で面積 延べ面積 500 ㎡ 1,500 ㎡



延べ面積とは建物の 各階の床面積を合計 した面積のことです。

アンケート調査票

以下の設問について、当てはまる番号を選び、右のハガキの【回答欄】の数字に〇を記入の上、切り取ってご返送ください。

● 設問1 ●

日ごろ、防災面での不安を感じていますか?

(1つ選択)

- 1. 感じる
- 2. 感じない
- 3. わからない

● 設問2 ●

「新たな防火規制」の導入は必要だと思いますか? (1つ選択)

また、よろしければ回答欄にその理由をお書きください。

- 1. 必要である
- 2. 必要でない
- 3. わからない

● 設問3 ●

防災性の向上に向け、世田谷区がハード面で取り組むべきと思うことは、以下のどれだと思いますか。 (複数回答可)

- 1. 道路の新設・拡幅(消防活動を円滑にするため、地区内の主要な道路を6m程度に拡幅等する)
- 2. 公園、緑地などの新設(火災の延焼を防ぐため、地区内に公園などの空地を確保する)
- 3. 敷地の細分化の制限(建物が密集しないように、敷地の細分化を抑制するルールを定める)
- 4. 壁面の位置の制限(火災の延焼を遅らせるため、道路や隣地から建物を一定程度離すルールを定める)
- 5. その他

● 設問4 ●

その他、街づくり等についてご意見があればお書きください。





3 「燃えにくい建物」とは?

建物の「火災に対する強さ(耐火性能)」は下の4つに分類されます。

街に「①耐火建築物」や「②準耐火建築物」のような「燃えにくい建物」の割合が増えると、震災等で火災が発生した場合、燃え広がりが遅くなることにより次のような効果が高まります。

- 消火・救助活動の時間や安全に避難する時間が確保できる。
- 市街地での大火災が起こる可能性が低くなる。

地位

火災に対する強さ

燃えにくい建物

①耐火建築物→鉄筋コンクリート造など

②準耐火建築物※→鉄骨造・木造3階建など

③防火木造の建築物

→木造モルタルの建物など

④それ以外の建築物

※準耐火建築物として一定基準を満たせば木造で 建築することも可能です。

----- (切り取り線) ------

アンケート調査票【回答欄】

i		/// 附旦旅【四日服】				
	設問1	1	2	3		
	設問2	1	2	3		

【設問2】について、よろしければその理由をお書きください。

設問3(複数回答可)

1 2 3 4

設問4

その他、街づくり等についてご意見があればお書きください。

よろしければご記入をお願いします。

ご住所: _____ 丁目 番 号

2

。; 3:**お名前**: _____